

川越市商店街等空き店舗情報登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商店街等の空き店舗情報（以下「空き店舗情報」という。）を提供することにより、空き店舗の利活用を促進し、商店街等の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等空き店舗情報登録制度 市内の空き店舗に係る情報を空き店舗台帳に登録し、及び市公式ホームページに掲載する制度をいう。
- (2) 商店街等 市内で営業する商業者を中心に組織された団体及び各駅前等の商業集積のある場所をいう。
- (3) 空き店舗 所有者等が店舗又は事業所として賃貸しようとし、又は売却しようとする物件をいう。
- (4) 所有者等 空き店舗に係る所有権若しくは賃貸し、若しくは売却する権限を有する者又は空き店舗の賃貸若しくは売却の代理若しくは媒介をする宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する宅地建物取引業者をいう。

(この要綱と空き店舗の取引との関係)

第3条 この要綱は、商店街等空き店舗情報登録制度によらない空き店舗の取引を妨げるものではない。

(登録等)

第4条 所有者等は、市内の空き店舗の情報を登録しようとするときは、川越市商店街等空き店舗情報（登録・変更）申請書（様式第1号）及び空き店舗情報（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について次条各号に掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る空き店舗について、空き店舗情報として登録することが適当と認めたときは、速やかに、当該空き店舗に係る情報を

空き店舗台帳に登録し、及び当該申請に係る空き店舗情報を市公式ホームページに掲載するものとする。

- 4 前項の規定により市公式ホームページに掲載する空き店舗情報は、申請者から提供された情報に基づき掲載するものとし、当該情報が真正であることを市は保証しない。

(空き店舗情報の登録要件)

第5条 空き店舗の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) おおむね商店街等の区域内にあること。
- (2) 所有者等が土地の登記名義人と同一であること。ただし、土地の登記名義人が異なる場合において、当該土地の登記名義人の承諾を得ているときは、この限りでない。
- (3) 所有権等の権利の帰属について争いのない物件であること。
- (4) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと。
- (5) 賃貸後又は売却後の店舗が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- (6) 賃貸後又は売却後の店舗が区域の商店街等に参加するよう協力すること。

(掲載期間)

第6条 第4条第3項の規定による空き店舗情報の掲載期間は、掲載を開始した日から1年間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第8条の規定により空き店舗情報を削除する場合
- (2) 第9条の規定により空き店舗情報の登録を抹消する場合

(空き店舗情報の変更)

第7条 空き店舗情報の登録を受けた所有者等（以下「登録物件所有者等」という。）は、第4条第1項の申請内容に変更が生じたときは、様式第1号及び様式第2号を速やかに提出するものとする。

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、空き店舗情報の変更について準用する。

(空き店舗情報の削除)

第8条 登録物件所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川越市商店街等空き店舗情報削除届出書(様式第3号)を速やかに提出するものとする。

- (1) 空き店舗に係る契約が成立した場合
- (2) その他空き店舗情報を市公式ホームページに掲載する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに、市公式ホームページに掲載中の空き店舗情報を削除するものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き店舗情報の登録を抹消することができる。

- (1) 第5条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなった場合
- (2) 申請内容に虚偽があった場合
- (3) その他登録を抹消する必要があると認める場合

(市の関与)

第10条 市は、商店街等空き店舗情報登録制度の運用に当たり、空き店舗の賃貸、売買、交渉等(商店街等空き店舗情報登録制度を利用したことに伴う契約その他の行為に関する紛争等を含む。)には一切関与しない。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第1項、第7条及び第8条の規定による申請及び届出並びに契約者に関する個人情報の取扱いについては、川越市個人情報保護条例(平成16年条例第19号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。